

改正案	現行
<p>（海外発行証券の少人数向け勧誘） 第三条の三（略）</p> <p>2 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第四十一条第一項、第四十一条の二第四項、第四十三条の六第一項及び第四十三条の七において同じ。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。</p> <p>（開示用電子情報処理組織を使用して行う任意電子開示手続の方法等） 第十四条の十 法第二十七条の三十の三第一項の規定により開示用電子情報処理組織（法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して任意電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう）を行う者は、内閣府令で定めるところにより、任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記</p>	<p>（海外発行証券の少人数向け勧誘） 第三条の三（略）</p> <p>2 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。</p> <p>（開示用電子情報処理組織を使用して行う任意電子開示手続の方法等） 第十四条の十 法第二十七条の三十の三第一項の規定により開示用電子情報処理組織（法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して任意電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続のうち法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定に</p>

載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する入出力装置により入力して行わなければならない。

2 (略)

(金融庁長官の公衆縦覧の方法)

第十四条の十二 金融庁長官は、ファイルに記録されている事項を法第二十七条の三十の七の第一項の規定により公衆の縦覧に供する場合においては、当該事項を財務局及び福岡財務支局においてその使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供するものとする。

(公認会計士等の監査証明を必要とする会社)

第三十五条 法第九十三條の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの発行者又は同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号の二、第四号、第五号の二から第六号まで若しくは第七号の三から第八号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第七号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証券、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十号の二若しくは第十号の三に掲げる有価証券(外国法人が発行者であるものに限る。)(若しく

よる手続に限る。以下同じ。)(を行う者は、内閣府令で定めるところにより、任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する入出力装置により入力して行わなければならない。

2 (略)

(金融庁長官の公衆縦覧の方法)

第十四条の十二 金融庁長官は、ファイルに記録されている事項を法第二十七条の三十の七の規定により公衆の縦覧に供する場合においては、当該事項を財務局及び福岡財務支局においてその使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供するものとする。

(公認会計士等の監査証明を必要とする会社)

第三十五条 法第九十三條の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの発行者又は同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号の二、第四号、第五号の二から第六号まで若しくは第七号の三から第八号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第七号に掲げる外国証券投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証券、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十号の二若しくは第十号の三に掲げる有価証券(外国法人が発行者であるものに限る。)(若

は第一条の有価証券若しくは法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号に掲げる権利の発行者（法第九十三條の二第一項に規定する書類について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものに限る。）を除く。）とする。

一・二（略）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六條第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第三項、次条第四項、第四十三條の六第一項及び第四十三條の七において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次条第四項、第四十三條の六第一項及び第四十三條の七において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一～三（略）

2・3（略）

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任）

しくは第一条の有価証券若しくは法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号に掲げる権利の発行者（法第九十三條の二第一項に規定する書類について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものに限る。）を除く。）とする。

一・二（略）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、外国為替及び外国貿易法第六條第一項第五号前段に規定する居住者（第三項において「居住者」という。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。第四十三條の六第一項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、同法第六條第一項第六号に規定する非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一～三（略）

2・3（略）

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任）

第四十一条の二（略）

2 長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第一項の規定による承認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの受理の権限（次項から第五項までに定めるものを除く。）は内国会社に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

3（略）

4 長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第一項の規定による承認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの受理の権限であつて次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の二十三第二項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書に係る権限

二 法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書に係る権限

三 法第二十七条の二十六第三項の規定による届出に係る権限

5 長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第一項の規定による承認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの

第四十一条の二（略）

2 長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第一項の規定による承認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの受理の権限（次項に定めるものを除く。）は内国会社に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

3（略）

（新設）

（新設）

受理の権限であつて、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号及び第二号に規定する書類（以下この項において「報告書」という。）の訂正に係る書類に係る権限は、当該報告書が提出された財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の六 長官権限のうち法第六十三条第一項の規定による報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

2・3（略）

（議決権の代理行使に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の七 長官権限のうち第三十六条の三第一項の規定による書類の写しの受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の六 長官権限のうち法第六十三条第一項の規定による報告書の受理の権限は、第四十一条第一項に規定する居住者に関するものにあつては当該居住者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、同項に規定する非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

2・3（略）

（議決権の代理行使に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の七 長官権限のうち第三十六条の三第一項の規定による書類の写しの受理の権限は、第四十一条第一項に規定する居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、同項に規定する非居住者に関する

るものにあつては関東財務局長に委任する。